

6水漁第1924号
令和7年4月1日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出拡大協議会

殿

水産庁長官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙等
の廃止及び新規制定について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 BR-S2「ブラジル向け輸出水産食品(動物衛生)の取扱要綱」及び別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」並びにそれぞれの別紙において定められた様式等(以下「旧取扱要綱等」という。)について、令和7年4月1日から輸出証明書に係る手数料の納付が開始すること等を受け、旧取扱要綱等を廃止し、別添のとおり新たに制定しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

以上

(別添)

変更箇所	変更内容
別紙 BR-S2「ブラジル向け輸出水産食品（動物衛生）の取扱要綱」	・ 輸出証明書の手数料納付について記載。 ・ その他所要の改正。
別紙 CN-S2「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」	・ 施設認定の手数料納付について記載。 ・ その他所要の改正。